

## 市第132号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正（関係部分）

### 1 趣旨

本市附属機関である横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正します。

### 2 提案理由

本市では、環境省からの委託により平成19年度から26年度まで「石綿の健康リスク調査」、平成27年度から令和元年度まで「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施しました。

これらの調査を実施するにあたり、横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会を設置し、検診受診者の胸部X線・胸部CT検査の読影による健康評価と、石綿ばく露者の健康管理に必要な事項の検討を行ってきました。

この度、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の委託期間が令和2年3月31日に終了したため、横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会を廃止します。

### 3 改正内容

別表の横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会を削除します。

### 4 施行予定日

令和3年4月1日

## 新旧対照表（横浜市附属機関設置条例）

現 行				改 正 案			
横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号  （第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、附則省略）  別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）				横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号  （第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、附則省略）  別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）			
執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数	執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数
市長	（横浜市大都市自治研究会から健康横浜 2 1 推進会議まで省略）			市長	（横浜市大都市自治研究会から健康横浜 2 1 推進会議まで省略）		
	横浜市 石綿ばく露健康リスク調査 専門委員会	石綿による健康への影響に関する調査の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15 人以内		<b>【削除】</b>		